

指導資料



鹿児島県総合教育センター

特別支援教育 第153号

- 中学校，高等学校，特別支援学校対象 -

平成21年5月発行

高等学校における特別な教育的支援の必要な生徒への社会自立を目指した指導

特別支援教育に関する全国実態調査（文部科学省 平成14年）では，小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約6.3%の割合で在籍している可能性が示された。高等学校においても，同様に，特別な教育的支援の必要な生徒の在籍が予想されることから，文部科学省は，平成19年度から「高等学校における発達障害支援モデル事業」において，ソーシャルスキル指導，授業・教育課程の工夫，就労支援等の実践的研究を進めている。

当教育センターの教育相談においても，高等学校の特別支援教育コーディネーターや保護者からの相談が増加傾向にある。相談内容の多くは，学習指導や対人関係の形成など具体的対応に関するものである。また，進学や就労など社会自立を視野に入れた相談も徐々に増えてきている。

このような現状を踏まえ，本稿では，高等学校における特別な教育的支援の必要な生徒への指導内容や配慮事項を述べることを目的とする。

1 特別な教育的支援の必要な生徒への社会自立を目指した指導の必要性

特別な教育的支援の必要な生徒は，人間

関係やコミュニケーションに困難さがある場合が多い。そのために，年齢相応の社会性が身に付かず，学校生活や社会生活で不適応状態を示すことがある。また，環境の変化への適応力に課題があったり，情報処理能力に特性があったりすることが多く，学習面，行動面で様々な課題が見られる。

そこで，社会への移行時期であり人間形成の重要な時期である高等学校においては，上記のような課題が見られる特別な教育的支援の必要な生徒への社会自立を目指した指導及び支援がより一層求められている。

2 社会自立に必要な力への指導

特別な教育的支援の必要な生徒にとって社会自立に必要な力には，自己理解，自己コントロール力，ソーシャルスキル，勤労観・職業観がある。

(1) 自己理解の深化

相談や支援に当たる担任等は個人面接等を活用して生徒の気持ちを受け止め，肯定的な考え方を提供するなどして，生徒自身が自分の得意・不得意に気づき，自己肯定感を高めることができるようにする。

(2) 自己コントロール力の向上

生徒にとって衝動を抑制しやすい環境，

注意を集中しやすい環境などを明らかにして、生徒自身がそれを自覚できるようにする。また、日常生活で生じる葛藤に対応できるように段階的に指導する。さらに、抑制できない場面での望ましい自己解決方法を生徒と一緒に考える。その他、特別活動等の時間を利用して、緊張や不安を軽減するリラクゼーション(ストレスマネジメント)などストレスへの対応方法を獲得することも有効である。

(3) 社会生活に必要なスキルの獲得

他者とのよりよい関係を築きながら生活するためには、社会的ルールに沿った行動やコミュニケーション行動など様々なスキルが求められる。そこで、本人や保護者のニーズを踏まえて指導目標を設定し、生活の様々な機会をとらえてそのことを指導することが必要である。

以下に獲得が望まれる社会性に関するスキル(例)を挙げる。

- | | |
|----------------|------------|
| [コミュニケーションスキル] | |
| ・ 誘い、勧誘への拒否 | ・ 助けの依頼 |
| ・ 報告、連絡 | ・ 感謝や謝罪の表現 |
| ・ 自分の考えや気持ちの表現 | |
| ・ 話の切り出し方 | ・ 会話の継続 |
| ・ 異性との付き合い方 | |
| [生活・余暇スキル] | |
| ・ 時間管理 | ・ 金銭管理 |
| ・ スケジュール管理 | ・ 物の管理、片付け |
| ・ 公共機関利用 | ・ 一人暮らし など |

(4) 勤労観・職業観の育成

就労観・職業観の育成に当たっては、まず、得意なこと、適性、興味・関心、コミュニケーションの特性を明確にする。

また、本人・保護者の希望を踏まえることも重要である。インターンシップやボランティア活動など実践的な体験学習を通して、就労について具体的なイメー

ジをもち、社会生活に必要な知見を深めることができるようにする。就労に関しては、次に示す関係機関との連携が必要である。

- | | |
|----------------|---------------|
| ・ ハローワーク | ・ 地域障害者職業センター |
| ・ 障害者就業 | ・ 生活支援センター |
| ・ 若者サポートステーション | ・ 特別支援学校 |
| ・ 職業訓練学校 | ・ 発達障害者支援センター |

3 学習指導における配慮について

特別な教育的支援の必要な生徒は、認知の特性があることが多く、もてる力を発揮するためには様々な配慮が必要である。

(1) 通常の授業での配慮

説明・発問、教材・教具及び板書の工夫など小・中学校における有効な取組を生かしながら、更に高等学校では、各教科の専門性、発達の段階を考慮した指導や配慮が求められる(図1)。

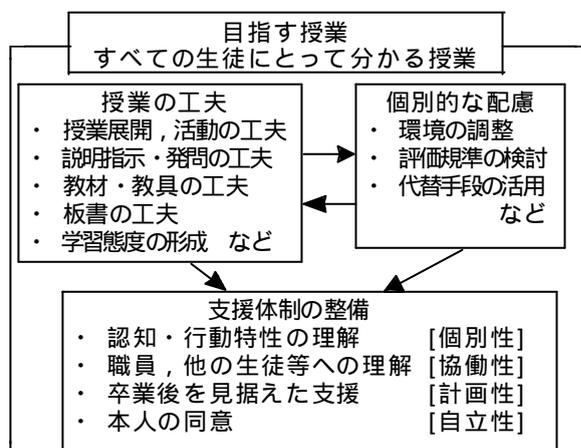


図1 授業の工夫と個別への配慮

個別の配慮には、環境の調整、評価規準の検討、代替手段の活用などがある。ただし、これらは、生徒の特性について職員間で共通理解を図ることに加え、本人の同意、他の生徒への理解が必要になる。

ア ノートを書くことへの配慮

ノートを書く（板書を写す，説明を聞きながらメモする）ことのみならずの理由として，眼球運動調整の困難さや不器用さのために進ちょくに合わせられない，聴覚情報への注意の持続に困難さがあり聞き漏らしが多い，重要なことと重要でないことの区別がつかず分かりやすく書くことができないなどが考えられる。そこで，配慮事項としては，次のことが挙げられる。

説明・指示・発問の工夫

- ・ ノートを書く時間と聞く時間の区別
- ・ 分かりやすい言葉，文脈

板書の工夫

- ・ 流れに沿った計画的な板書

代替手段の活用

- 書くこと・聞くことへの代替
- ・ パソコンでの筆記 ・ デジカメの活用
- ・ ボイスレコーダーの活用
- 概念の体系化への代替手段
- ・ 教材の電子ファイル化 など

イ 集中して学習に取り組むための配慮

気が散りやすく体の一部分が常に動いたり，説明や質問の途中で発言したりする生徒の行動には次のような背景が考えられる。

- ・ 衝動性，多動性，注意集中の困難
- ・ 行動をコントロールすることの苦手さ

そこで，次の配慮が効果的である。

授業展開・活動の工夫

- ・ 活動を複数の展開に区分
- ・ 実際の・操作的活動の設定

説明・指示・発問の工夫

- ・ 注意喚起後の説明
- ・ 認められる場の設定
- ・ 適宜の言葉掛けや称賛

環境の調整

- ・ 掲示物，備品の整理
- ・ 座席，グループ編成などの配慮

(2) 発表，話し合い等の配慮

コミュニケーションや他者とのかわりが苦手な生徒は，話し合い等が苦手なことが多い。そこで，話し合い過程や内容，質問を視覚・図式化する取組が考えられる。

教材・教具の工夫

- ・ 話し合いの過程の視覚化，図式化

授業展開の工夫

- ・ 質問と応答の時間を区別し，考えを整理する時間を確保
- ・ 質問を視覚的に提示 など

(3) 実習・インターンシップでの配慮

実習やインターンシップは，「働く」という実践的体験を通して，勤労観・職業観を高める絶好の機会である。

しかし，新しい環境や急なスケジュール変更に不安感が高かったり，コミュニケーションに課題があったりする生徒にとっては，このような学習機会が成功体験につながらないこともある。そこで，実習先との連携等，次の配慮が考えられる。

生徒への事前学習

- ・ 作業内容の確認，キーパーソンの紹介
- ・ スケジュール（実習期間，一日の流れ，作業工程）の明示，変更の予告
- ・ 実習日誌のまとめ方の説明
- ・ 困ったときの依頼や遅刻，欠席の連絡に関するロールプレイ等

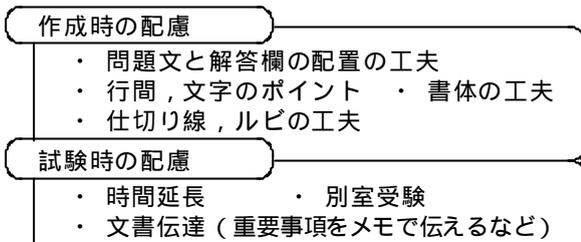
受け入れ先との情報交換

- ・ 本人のよさ，得意なこと，適性，特性や支援に対する共通理解
- ・ 職場にある暗黙のルールの明確化
- ・ 休み時間等の過ごし方の確認
- ・ 感覚過敏への刺激の除去などの対応
- ・ 特性，能力，趣味と作業内容を照らし合わせるジョブマッチング
- ・ ジョブコーチの活用
- ・ 不測の事態への対応策の検討

(4) 定期試験等における配慮

視空間認知や眼球運動の調整に困難さがある生徒は，文字が二重に見える，行末から行頭に視点を移せない，解答欄を間違えるなどの「読み」そのものや試験用紙の構造を理解すること自体に努力を要する。また，時間管理や段取りなどプランニングに困難さがある生徒は，終了時刻を予測して計画的に問題を解くことができない。

このような生徒は、習得した力を十分に発揮しにくいために、問題作成や試験時に様々な配慮を行うことが大切である。そのため、校内体制を整え生徒の困難さの内容や程度を十分に把握し、全職員の共通理解の下、配慮事項を決定する必要がある。

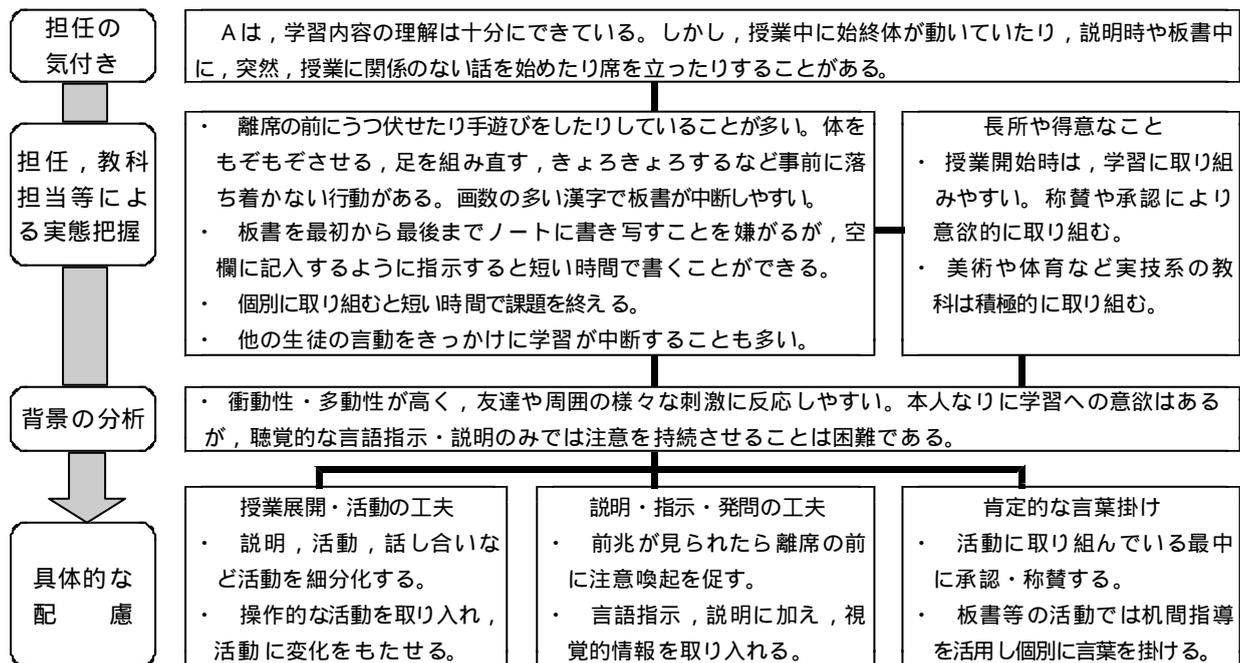


・ 問題文の読み上げ など
(5) 家庭学習・レポートに関する配慮

(4)で述べたように視空間認知や眼球運動の調整に困難さがある場合、視写等の単純な作業課題にも多くの労力と時間を要する。したがって、生徒の得意な力を生かした課題への変更、量の調整、提出期限の延長などの考慮が求められる。また、プランニングに困難さがある場合は、一緒に計画を立てたり進ちょく状況を随時確認したりする支援が効果的である。

4 学習指導の実践例 落ちついて授業に参加することを目指した高等学校1年男児Aへの取組

校内委員会で、担任から「気になる」と報告された生徒について、特別支援コーディネーターは、授業中の実態把握を教科担当に依頼した。併せて、本人の長所や得意なことの情報収集をした。それらを分析し、教師間で共通理解し授業に取り組んだ。



高等学校での特別な教育的支援の必要な生徒への指導においては、自立を見据え、一人一人の知識・技能の習得状況に応じて目標を設定し、計画的に行うとともに学校・家庭・関係機関等が連携して特性を踏まえた

指導及び支援に取り組むことが重要である。

[参考文献]

太田正巳・小谷裕実編著 『大学・高校のLD・AD/H D・高機能自閉症の支援のためのヒント集』2009
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 『発達障害のある学生支援ケースブック』平成19年

(特別支援教育研修課)